

# 日本銀行の金融政策の推移(平成7年以降)



上田八木短資株式会社

	政策決定日	公定歩合	金融市場調節方針等
平成7年(1995年)	3月31日	1.75% (平成5年9月から)	「当面の金融調節方針について」を公表(公定歩合の水準と整合的な範囲内で、金融緩和の効果が最大限発揮されるよう、短期市場金利の低下を促す)。
	4月14日	1.0% (同日実施)	
	7月7日	↓	「当面の金融調節方針について」を公表(短期市場金利を、平均的にみて公定歩合をある程度下回る水準で推移するよう促す)。
	9月8日	0.5% (同日実施)	短期市場金利を、新たな公定歩合をやや下回る水準まで引き下げる。
平成10年(1998年)	9月9日	↓	無担保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。
平成11年(1999年)	2月12日		より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート(オーバーナイト物)を、できるだけ低めに推移するよう促す。その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配慮しつつ、当初0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。
	10月13日		1. 金融市場調節手段の整備。 ①短期国債アウトライトオペの導入、②レポオペ対象国債の拡大 2. 年末越え資金需要に対応した弾力的なオペの実施。 ①各種オペ手段を活用した年末越え資金の供給、②オペのオファー先数の拡大
平成12年(2000年)	8月11日		無担保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

	政策決定日	公定歩合	金融市場調節方針等
平成 13 年 (2001 年)	2 月 9 日	0.35% (2 月 13 日 実施)	<p>1. 無担保コールレート (オーバーナイト物) を、平均的にみて 0.25%前後で推移するよう促す。</p> <p>2. 流動性供給方法の改善策</p> <p>① <u>ロンバート型貸出制度新設</u></p> <p>② 短期国債買い切りオペの積極活用</p> <p>③ 手形オペ (全店買入) 導入の具体化</p>
	2 月 28 日	0.25% (3 月 1 日 実施)	無担保コールレート (オーバーナイト物) を、平均的にみて 0.15%前後で推移するよう促す。
	3 月 19 日		<p>1. 金融市場調節の操作目標の変更 主たる操作目標を日本銀行当座預金残高に変更 (日銀当座預金残高が 5 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う)。</p> <p>2. 新しい金融市場調節方式は、消費者物価指数 (全国、除く生鮮食品) の前年比上昇率が安定的にゼロ%以上となるまで継続。</p> <p>3. 長期国債の買入れ増額。</p>
	8 月 14 日		<p>1. 金融市場調節方針の変更 (日銀当座預金残高を 5→6 兆円程度に増額)。</p> <p>2. 長期国債の買入れ増額 (月 4→6 千億円ペース)。</p>
	9 月 18 日	0.10% (9 月 19 日 実施)	<p>1. 金融市場調節方針の変更 (当面、日銀当座預金残高が 6 兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う)。</p> <p>2. 補完貸付制度 (ロンバート型貸付制度) の公定歩合による利用上限日数の引き上げ(5→10 営業日)。</p>

	政策決定日	公定歩合	金融市場調節方針等
平成 13 年(2001 年)	12 月 19 日	0.10%変更無し ↓	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金融市場調節方針の変更（日銀当座預金残高が 10～15 兆円程度となるよう金融市場調節を行う）。</li> <li>2. 長期国債買入れの増額（月 8000 億円に）。</li> <li>3. 金融市場調節手段の拡充（CP 現先オペの積極的活用、資産担保 CP を現先オペ対象と適格担保に加えるための実務的検討を早急に進める、住宅ローン債権・不動産担保証券を裏付け資産とする ABS を適格担保に加えるための実務的検討を早急に進める。手形オペ・全店買入のオファー頻度引き上げ、国債買入・国債レポ・CP 現先・手形売入オペの輪番制を廃止し全先に毎回オファーを行う）。</li> </ol>
平成 14 年(2002 年)	1 月 16 日		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オペ対象資産・適格担保の拡大（ABCP、住宅ローン債権・不動産を裏付け資産とする ABS の適格基準等を決定）。</li> <li>2. 国債買入オペの対象銘柄選定ルールの見直し（買入対象を「発行後 1 年以内のものうち発行年限別の直近発行 2 銘柄を除く」に拡大・・・1 月 17 日実施）。</li> <li>3. 手形オペの対象先選定方式の見直し（手形オペ・全店買入対象先選定頻度を「年間を通して実施」に、手形買入・本店買入オペ対象先選定基準に「手形買入・全店買入オペの落札実績」を追加）。</li> </ol>

	政策決定日	公定歩合	金融市場調節方針等
平成 14 年(2002 年)	2 月 28 日	0.10%変更無し ↓	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年度末に向けた一層潤沢な資金供給（10～15 兆円程度の当座預金残高目標にかかわらず、流動性需要の増大に応じ、一層潤沢な資金供給を行う）。</li> <li>2. 長期国債買入の増額（月 8 千億円→1 兆円）。</li> <li>3. ロンバート型貸出における公定歩合適用期間の拡大（3 月 1 日～4 月 15 日までの間、すべて公定歩合による利用を可能とする）。</li> <li>4. 適格担保拡大の検討（預金保険機構向け・地方交付税特別会計向け貸付債権の適格担保化の実務的検討を早急に進める）。</li> </ol>
	9 月 18 日		「金融システムの安定に向けた日本銀行の新たな取り組みについて」を公表（①金融機関による保有株式削減努力の促進策＝日銀による銀行保有株の直接買い取り＝の導入検討（10 月 11 日に「株式買入等基本要領」を制定）、②不良債権問題についての基本的な考え方の整理・公表）---金融政策決定会合終了後、通常会合で決定
	10 月 30 日		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金融市場調節方針の変更（日銀当座預金残高が 15～20 兆円程度となるよう金融市場調節を行う）。</li> <li>2. 長期国債買入れの増額（月 1 兆円→1 兆 2000 億円に）。</li> <li>3. 手形買入期間の延長（「6 ヶ月以内」→「1 年以内」）。</li> </ol>

	政策決定日	公定歩合	金融市場調節方針等
平成 14 年(2002 年)	12 月 17 日	0.10%変更無し ↓	「企業金融円滑化策について」を公表 (①証券貸付債権の担保拡大(債務者種類および当初貸付期間毎に担保掛け目を細分化し、3年以内の証貸債権の担保掛け目を引き上げるとともに、5年超10年以内の証貸債権を、新たに適格担保化)②資産担保コマーシャル・ペーパー(ABC P)の適格基準の緩和(2004年度末までの時限措置として日銀取引先の保証するABC Pを適格の扱いとする)③ストリップス債の適格担保化)。
平成 15 年(2003 年)	3 月 25 日		1. 金融市場調節の変更 ①4月1日以後は、日本郵政公社の発足に伴い、日銀当座預金残高が17~22兆円程度となるよう金融市場調節を行う②国際政治情勢などを踏まえ、年度末以降も必要に応じ、当座預金残高目標にかかわらず一層潤沢な資金供給を行う。 2. ロンバート型貸出における公定歩合適用期間の拡大(当分の間、すべての営業日を通じて公定歩合による利用を可能とする)。 3. 金融機関保有株式の買入れ上限の引上げ①買入総額の上限2兆円→3兆円、②買入対象先毎の累計買入限度額5,000億円→7,500億円 --- 政策委員会・通常会合で決定
	4 月 8 日		「資産担保証券の買入れの検討について」を公表(中堅・中小企業関連資産を主たる裏付資産とする資産担保証券を、時限的措置として金融調節上の買入れ対象資産とすることについて、検討を進める)。
	4 月 30 日		1. 金融市場調節方針の変更 日銀当座預金残高の目標値を、「17~22兆円程度」から「22~27兆円程度」に引き上げる。 2. 産業再生機構に対する証券貸付債権を、新たに日本銀行の適格担保とする。

	政策決定日	公定歩合	金融市場調節方針等
平成 15 年 (2003 年)	5 月 20 日	0.10%変更無し ↓	金融市場調節方針の変更 日銀当座預金残高の目標値を、「22～27 兆円程度」から「27～30 兆円程度」に引き上げる。
	6 月 11 日		「資産担保証券の買入れとその考え方について」を公表（具体的スキームの骨子を取りまとめ、7 月末までの実施に向けて所要の準備を進める）。
	9 月 12 日		<ol style="list-style-type: none"> <li>「国債現先オペの期間延長の検討について」を公表。（次回決定会合で報告するよう執行部に指示）。</li> <li>「シンジケートローン債権の担保受入について」を公表。（実務面での検討を進めている執行部からの報告）。</li> </ol>
	10 月 10 日		<ol style="list-style-type: none"> <li>金融市場調節方針の変更 日銀当座預金残高の目標値を、「27～30 兆円程度」から「27～32 兆円程度」に上限を引き上げる。</li> <li>国債買現先オペの最長期間延長（6 ヶ月→1 年）</li> <li>「金融政策の透明性強化について」を公表。＜ 1 ＞経済・物価情勢に関する日本銀行の判断についての説明の充実。「展望レポート」について 3 ヶ月毎の「中間評価」の公表。「金融経済月報」の「基本的見解」部分の即日公表・決定会合後の総裁会見の即日実施。＜ 2 ＞量的緩和政策継続のコミットメントの明確化（量的緩和解除の条件）①CPI 前年比上昇率が数ヶ月均してみても基調的にゼロ%以上であると判断できること。②政策委員の多くが見通し期間においてゼロ%を超える見通しを有していること。③こうした条件は必要条件であってこれが満たされたとしても、経済・物価情勢によっては、量的緩和政策を継続することが適当であると判断する場合も考えられる。</li> </ol>

	政策決定日	公定歩合	金融市場調節方針等
平成 16 年 (2004 年)	1 月 20 日	0.10%変更無し ↓	1. 金融市場調節方針の変更 日銀当座預金残高目標値を、「27～32 兆円程度」から「30～35 兆円程度」に引き上げる。 2. 資産担保証券買入基準見直し。
	2 月 26 日		「国債市場の流動性向上に向けた制度導入の検討」を公表（日銀保有国債を市場に供給しうる制度（いわゆる品貸し）の導入に関する実務的な検討を行い、準備が整い次第、決定会合に報告するよう執行部に指示）。
	4 月 9 日		「国債の補完供給制度の導入について」を公表（いわゆる「品貸し」の導入を決定）。
平成 17 年 (2005 年)	5 月 20 日		（一時的な日銀当座預金残高目標割れの容認、いわゆる「なお書き」の変更） 日本銀行当座預金残高が 30～35 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。また、資金供給に対する金融機関の応札状況などから資金需要が極めて弱いと判断される場合には、上記目標を下回ることがありうるものとする。
平成 18 年 (2006 年)	3 月 9 日		<b>（量的緩和政策の解除）</b> 金融市場調節の操作目標を日本銀行当座預金残高から無担保コールレート（オーバーナイト物）に変更した上で、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、 <b>「無担保コールレート（オーバーナイト物）を、概ねゼロ%で推移するよう促す。」</b> と決定した。また、「新たな金融政策運営の枠組みの導入について」を公表、その中で『消費者物価指数の前年比で表現すると、0～2%程度であれば、各委員の「中長期的な物価安定の理解」の範囲と大きくは異なるという見方で一致した。また、委員の中心値は、大勢として、概ね1%の前後で分散していた。「中長期的な物価安定の理解」は、経済構造の変化等に応じて徐々に変化し得る性格のものであるため、今後原則としてほぼ1年ごとに点検していくこととする。』と記述した。

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
平成 18 年 (2006 年)	7 月 14 日	0. 40% (7 月 14 日公表後 直ちに実施)	<p><u>(いわゆるゼロ金利政策の解除)</u> <u>以下「金融市場調節方針の変更について」よりポイント抜粋</u></p> <p>1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすること（公表後直ちに実施）を決定した（全員一致）。 <u>「無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.25%前後で推移するよう促す。」</u></p> <p>2. 補完貸付については、その適用金利である「基準貸付利率」を 0.40% とすること（公表後直ちに実施）を決定するとともに（賛成 6 反対 3）、利用日数に関して上限を設けない臨時措置を当面継続することとした。なお、長期国債の買入れについては、先行きの日本銀行の資産・負債の状況を踏まえつつ、当面は、これまでと同じ金額、頻度で実施していく方針である。</p> <p>3. 先行きの金融政策については、今後とも経済・物価情勢を丹念に点検しながら運営していく。経済・物価情勢が展望レポートに沿って展開していくと見込まれるのであれば、政策金利水準の調整については、経済・物価情勢の変化に応じて徐々に行うことになる。この場合、極めて低い金利水準による緩和的な金融環境が当面維持される可能性が高いと判断している。</p>
平成 19 年 (2007 年)	2 月 21 日	0.75% (2 月 21 日公表後 直ちに実施)	<p>1. <u>無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.5%前後で推移するよう促す（賛成 8 反対 1）。</u></p> <p>2. <u>補完貸付については、その適用金利である「基準貸付利率」を 0.75% とすること（公表後直ちに実施）を決定した（賛成 8 反対 1）。</u> 長期国債の買入れについては、先行きの日本銀行の資産・負債の状況を踏まえつつ、当面は、これまでと同じ金額、頻度で実施していく方針である。</p>

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
平成 20 年 (2008 年)	9 月 18 日  10 月 14 日	075%変更なし ↓	<p>「米ドル資金供給オペレーション」の導入を決定</p> <p>「金融市場の安定確保のための金融調節面での対応策について」公表</p> <p>1. 国債レポ市場における流動性改善のための措置</p> <p>(1) 国債現先オペの対象に変動利付債、物価連動債、30 年債を追加する。</p> <p>(2) 国債補完供給の最低品貸料を引き下げる (1%→0.5%)。また、現在実施中の、制度利用にかかる要件緩和措置を延長する(いずれも、2009 年 1 月 16 日までの時限措置)。</p> <p>2. 市場を通じた企業金融の円滑化のための措置</p> <p>(1) 現在、概ね四半期に一回実施している C P 現先オペについて、頻度・金額の面でより積極的活用を図る。</p> <p>(2) 2009 年 4 月末までの時限措置として、資産担保 C P (A B C P) の適格要件を緩和し、担保および C P 現先オペの対象資産として、日本銀行取引先の保証する A B C P を適格とする。</p> <p>3. 年末越え資金の積極的な供給 年末越えのターム物オペを早期に開始することにより、年末越え資金を積極的に供給する。</p> <p>4. ドル供給オペの拡充 米ドル短期金融市場における流動性向上のための中央銀行間の協調策 (10 月 13 日公表) に基づき、日本銀行においても、「固定金利を提示して、適格担保の範囲内で、供給総額に制限を設けずにドル供給を行う方式」を導入する。</p>

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
平成 20 年 (2008 年)	10 月 31 日	0.50% (10月31日公表 後直ちに実施)	<p>1. <u>無担保コールレート (オーバーナイト物) を、0.3%前後で推移するよう促す (賛成 4 反対 4)。</u></p> <p>2. <u>補完貸付については、その適用金利である「基準貸付利率」を 0.5%とする (全員一致)。</u></p> <p>3. <u>補完当座預金制度の導入</u> (日本銀行当座預金のうち所要準備額を超える金額について利息を付す措置を臨時に導入し、11月積み期から2009年3月積み期までの間、実施する。適用利率は、0.1%とする) (全員一致)。</p>
	12 月 2 日		<p>「企業金融円滑化のための金融調節面での対応について」発表</p> <p>2009年4月末までの時限措置として、金融調節面で以下の措置を講じることとした。</p> <p>(1) 民間企業債務の適格担保範囲の拡大</p> <p>民間企業債務の適格担保としての取扱いについて、社債と企業向け証書貸付債権の適格要件のうち、格付に係る要件を、従来の「A格相当以上」から「BBB格相当以上」に緩和する。これに伴い、新たに適格とする「BBB格相当」の社債と企業向け証書貸付債権に適用する担保掛け目を設定する。本措置は、12月9日から実施する。</p> <p>(2) 民間企業債務を活用した新たなオペレーションの実施</p> <p>民間企業債務を担保とする資金供給面の工夫として、「共通担保として差入れられている民間企業債務の担保価額の範囲内で、金額に制限を設けずに、無担保コールレートの誘導目標と同水準の金利で、年度末越え資金を供給するオペレーション」を導入する。本措置については、12月18・19日に開催予定の金融</p>

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
			政策決定会合において基本要領等を決定し、来年1月中の実施に向けて実務的準備を進める。
平成20年(2008年)	12月19日	0.3% (12月19日公表後直ちに実施)	<p>(1) <u>無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標を0.2%引き下げ、0.1%前後で推移するよう促す(公表後直ちに実施)。</u></p> <p>(2) <u>補完貸付については、その適用金利である基準貸付利率を0.2%引き下げ、0.3%とする(公表後直ちに実施)。</u></p> <p>(3) 補完当座預金制度の適用利率については、0.1%とする(公表後直ちに実施)。</p> <p>(4) 「金融調節手段に係る追加措置について」公表</p> <p>1. 長期国債の買入に係る措置</p> <p>＜1＞長期国債買入の増額 これまで年14.4兆円(月1.2兆円)ペースで行ってきた長期国債の買入を、年16.8兆円(月1.4兆円)ペースに増額する(当月より実施)。</p> <p>＜2＞買入対象国債の追加、残存期間別買入の実施</p> <p>2. 企業金融の円滑化に向けた措置</p> <p>＜1＞企業金融支援特別オペレーションの決定</p> <p>＜2＞CP買入を含めた企業金融面での追加措置の導入・検討</p> <p>＜3＞CP買現先オペ等の対象先への日本政策投資銀行の追加</p>
平成21年(2009年)	1月22日		<p>1. 企業金融に係る金融商品の買入についての基本的な考え方の整理</p> <p>2. コマーシャル・ペーパー等買入の実施</p> <p>3. 残存期間1年以内の社債の買入についての検討</p> <p>4. 不動産投資法人債の適格担保化</p> <p>5. 長期国債買入における対象国債の追加および残存期間等区分別買入の実施</p>

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
平成 21 年 (2009 年)	2 月 3 日	↓	株式買入れ決定。買入れ総額 1 兆円。
	2 月 19 日	↓	<p>(1) 企業金融支援策の拡充</p> <p>① 企業金融支援特別オペレーションを強化し、期間 3 か月のやや長めの資金を低利・安定的に供給する。</p> <p>② 社債買入れの細目を定め、3 月より買入れを開始する。</p> <p>③ CP 買入れ、及び民間企業債務に関する適格担保要件の緩和措置の実施期限を延長する。</p> <p>(2) 金融市場安定化のための時限措置の延長等</p> <p>① 米ドル資金供給オペレーションの実施期限を延長する。</p> <p>② 補完当座預金制度の実施期限を延長する。</p> <p>③ 政府保証付短期債券を適格担保化するほか、国債補完供給の対象国債を追加する。</p>
	3 月 17 日		「日本銀行による金融機関向け劣後特約付貸付の供与について」公表。銀行の資本増強を支援するために劣後ローンによる資金供与を検討することを決定。
	3 月 18 日		これまで年 16.8 兆円 (月 1.4 兆円) ペースで行ってきた長期国債の買入れを、4.8 兆円増額し、年 21.6 兆円 (月 1.8 兆円) ペースで実施する。
	4 月 8 日		<p>適格担保の範囲を拡大</p> <p>① 政府に対する証書貸付債権・政府保証付証書貸付債権の適格担保範囲の拡大</p> <p>② 地方公共団体に対する証書貸付債権の適格担保化</p>
	5 月 22 日		いわゆるクロスボーダー担保の適格化についても検討してきた結果、米国債、英国債、ドイツ国債、フランス国債を適格担保とする。

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
平成 21 年 (2009 年)	7 月 15 日	↓	CP・社債買入れ、企業金融支援特別オペレーション等の時限措置を延長することを決定。
	10 月 30 日		<p>各種時限措置の取扱い変更</p> <p>(1) 企業金融支援特別オペ 実施期限を 2010 年 3 月末まで延長した上で完了する。4 月以降は、より広範な担保を利用できる共通担保オペ等の金融調節手段を活用して潤沢な資金供給を行う態勢に移行する。</p> <p>(2) CP・社債買入れ 2009 年 12 月末をもって措置を完了する。</p> <p>(3) 担保要件の緩和措置 民間企業債務および ABCP の担保要件の緩和措置については、実施期限を、2010 年 12 月末まで延長する。</p> <p>(4) 補完当座預金制度 実施期限を、当分の間延長する。</p>
	12 月 1 日		<p>「金融緩和の強化について」公表</p> <p>*新しい資金供給手段の導入</p> <p>(1) 金利：固定金利（無担保コールレート&lt;オーバーナイト物&gt;の誘導目標水準、0.1%）</p> <p>(2) 期間：3か月</p> <p>(3) 担保：国債、社債、CP、証貸債権など全ての日銀適格担保（共通担保方式）</p>
	12 月 18 日		<p>「中長期的な物価安定の理解」の明確化</p> <p>*（明確化のポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロ%以下のマイナスの値は許容していない</li> <li>・中心は1%程度</li> </ul> <p>「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」</p>

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
平成 22 年 (2010 年)	3 月 17 日	↓	固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの増額 (1) 期間 3 か月 (2) オファー頻度 週 2 回 (3) 資金供給額 (1 回あたり) 8 千億円程度 これにより当オペの資金供給規模は、現在の 10 兆円程度から、20 兆円程度に増加
	4 月 30 日		議長は、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行い、改めて報告するよう、執行部に指示。
	5 月 10 日		「中央銀行の協調対応策について」「米ドル資金供給策の整備について」公表。 米国連邦準備制度との間で米ドルスワップ取極めを再締結すること、および米ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定した。
	5 月 21 日		「成長基盤強化を支援するための資金供給の骨子素案」公表 1. 対象先 共通担保オペ (全店貸付) の対象先のうち希望する先 2. 資金供給の方式 共通担保を担保とする貸し付け (共通担保オペと同様の方式) 3. 貸付期間 原則 1 年とし、借り換え (ロールオーバー) を可能とする。 4. 貸付利率 貸付時の無担保コールレート (オーバーナイト物) の誘導目標水準 5. 対象先毎の貸付額 対象金融機関から成長基盤強化に向けた取り組み方針の提示を受け、そのもとで

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
	6月15日	↓	<p>行われた融資・投資の実績に基づき、当該金融機関に対して貸し付けを行う。</p> <p>6. 貸付総額、貸付受付期限等 成長基盤強化に向けた融資・投資への金融機関の取り組み状況等を踏まえ、本措置の開始時に、貸付総額、貸付受付期限（新規に貸付を受け付ける期限）、借り換え可能な回数を定める。</p> <p>「成長基盤強化を支援するための資金供給の概要」公表</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象金融機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先。</li> <li>各対象金融機関は、成長基盤強化に向けた取り組み方針を策定し、別紙の要件を満たすことにつき日本銀行の確認を受ける。</li> </ul> </li> <li>資金供給の方式 <ul style="list-style-type: none"> <li>共通担保を担保とする貸し付け（共通担保オペと同じ電子貸付方式）。</li> </ul> </li> <li>貸付期間、借り換え可能回数 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付期間は原則1年とし、3回まで借り換えを可能とする（最長4年）。－新規貸付は、四半期に1回のペースで実施する予定。</li> </ul> </li> <li>貸付利率 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付時の無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準</li> </ul> </li> <li>貸付限度額 <ol style="list-style-type: none"> <li>貸付総額 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付総額の残高上限は3兆円－1回当りの貸付総額は1兆円を限度とする。</li> </ul> </li> <li>対象金融機関毎の貸付限度額 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象金融機関毎の貸付残高の上限は1500億円。</li> </ul> </li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>各対象金融機関は、1. の取り組み方針のもとで行った各四半期の融資。投資の実績の範囲内で、借入れを行うことができる。</li> </ul> </li> </ol>

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
	8月30日	↓	<p>6. 貸付受付期限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2012年3月末（新規貸付の最終実行期限は同年6月末）。</li> </ul> <p>（別紙）成長基盤強化に向けた取り組み方針の要件</p> <p>&lt;対象融資・投資&gt;</p> <p>資金使途が以下の例示に該当するなど成長基盤強化に資するものであること。</p> <p>①研究開発②起業③事業再編④アジア諸国等における投資・事業展開⑤大学・研究機関における科学・技術研究⑥社会インフラ整備・高度化⑦環境・エネルギー事業⑧資源確保・開発事業⑨医療・介護・健康関連事業⑩高齢者向け事業⑪コンテンツ・クリエイティブ事業⑫観光事業⑬地域再生・都市再生事業⑭農林水産業、農商工連携事業⑮住宅ストック化支援事業⑯防災対策事業⑰雇用支援・人材育成事業⑱保育・育児事業—上記以外の資金使途であっても成長基盤強化に資するものは対象とすることができる</p> <p>&lt;融資・投資先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内居住者（政府、地方自治体、金融機関等を除く）。</li> <li>・ 外国法人のうち国内に事業所を有し、かつ、国内において成長基盤強化に資する事業を行う者。</li> </ul> <p>&lt;融資・投資期間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年以上</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本銀行が本資金供給の趣旨等に鑑み不適当と認める特段の事情がないこと。</li> </ul> <p>「金融緩和の強化について」公表。固定金利方式の共通担保オペレーションについて、期間6か月物を新たに導入したうえで、同オペを通じた資金供給を大幅に拡大することとした。期間6か月の資金供給規模は10兆円程度。</p>

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
	10月5日	↓	<p>『「包括的な金融緩和政策」の実施について』を公表。</p> <p>(1) 金利誘導目標の変更</p> <p><u>無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0~0.1%程度で推移するよう促す（公表後直に実施）。</u>補完当座預金制度の適用利率、固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションの貸付利率および成長基盤強化を支援するための資金供給の貸付利率は、引き続き、0.1%。</p> <p>(2) 「中長期的な物価安定の理解」に基づく時間軸の明確化</p> <p><u>日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」（「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている。」）に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく。</u>ただし、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、問題が生じていないことを条件とする。</p> <p>(3) 資産買入等の基金の創設</p> <p><u>国債、CP、社債、指数連動型上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（J-RIET）など多様な金融資産の買入れと固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションを行うため、臨時的措置として、バランスシート上に基金を創設することを検討する。</u>このため、議長は、執行部に対し、資産買入等の基金の創設について具体的な検討を行い、改めて金融政策決定会合に報告するよう指示した。</p>
	10月28日		<p>資産買入等の基金について、基金の総額や買入対象資産ごとの買入限度額、買入方式などの具体的な運営に関する基本要領等を決定。</p> <p>① 基金の総額：35兆円程度  資産買入：5兆円程度  固定金利方式・共通担保資金供給オペレーション：30兆円程度</p> <p>② 買入対象資産ごとの買入限度額  長期国債、国庫短期証券：3.5兆円（うち、長期国債1.5兆円程度）</p>

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
平成 23 年 (2011 年)	11 月 5 日		<p>C P 等、社債等：それぞれ 0.5 兆円程度            指数連動型上場投資信託：0.45 兆円程度            (認可取得を条件とする)            不動産投資信託：0.05 兆円程度 (認可取得を条件とする)</p> <p>次回金融政策決定会合の開催予定日については、E T F および J -REIT の買入れを早期に開始できるよう基本要領の審議・決定等を行うため、11 月 15 日および 16 日から、11 月 4 日および 5 日に変更。</p> <p>資産買入等の基金を通じて行う指数連動型上場投資信託 (E T F) および不動産投資信託 (J -R E I T) の買入について、買入対象の詳細や信託銀行を受託者とする買入方式などの具体的な運用を定める買入基本要領等を決定。</p>
	3 月 14 日		<p>「金融緩和の強化について」を発表。資産買入基金を 5 兆円程度増額し、40 兆円程度とすることを決定。</p>
	4 月 7 日		<p>「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」導入決定。</p>
	6 月 14 日		<p>「成長基盤強化支援資金供給における新たな貸付枠の概要」公表。</p>
	8 月 4 日		<p>「金融緩和の強化について」を発表。資産買入基金を 10 兆円程度増額し、50 兆円程度とすることを決定。</p>
	10 月 7 日		<p>被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの受付期限を 6 ヶ月延長し 2012 年 4 月末とする。被災地企業等にかかる担保適格要件の緩和措置についても、その適用期限を 6 ヶ月延長し、2013 年 4 月末とする。</p>

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
平成 24 年 (2012 年)	10 月 27 日		資産買入等の基金を 50 兆円程度から 55 兆円程度に 5 兆円程度増額することを決定。
	11 月 30 日		<p>「国際短期金融市場の緊張への中央銀行の協調対応策」公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スワップ協定に基づく中銀のドル資金供給の金利を 0.5%引き下げ。12 月 5 日から実施。</li> <li>・ 協定の期限を 2013 年 2 月 1 日まで 6 ヶ月延長</li> <li>・ 米ドル以外の通貨も融通する多角的なスワップ協定を締結</li> <li>・ 各中銀は民間銀行へのドル資金供給時に市場実勢金利への上乗せ分を 0.5%下げ</li> </ul>
	2 月 14 日		<p>(1) 中長期的に持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率として、「中長期的な物価安定の目途」を示すこととする。日本銀行としては、「中長期的な物価安定の目途」は、消費者物価の前年比上昇率で 2 %以下のプラスの領域にあると判断しており、当面は 1 %を目途とする。</p> <p>(2) 当面、消費者物価の前年比上昇率 1 %を目指して、それが見通せるようになるまで、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置により、強力に金融緩和を推進していく。ただし、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないことを条件とする。</p> <p>(3) 資産買入等の基金を 55 兆円程度から 65 兆円程度に 10 兆円程度増額する。買入れの対象は長期国債とする。現在、資産買入等の基金の残高は 43 兆円程度であるため、今回の増額分と併せ、本年末までに残高は 22 兆円程度増加することになる。</p>
	3 月 13 日		1. 成長基盤強化を支援するための資金供給を 3 兆 5 千億円から 5 兆 5 千億円に 2 兆円増加する。

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
	4月10日		<p>(1) 成長支援資金供給(本則)では対象としていない小口の投融資を対象に、新たに5千億円の貸付枠(小口特則)を導入する。</p> <p>(2) 成長に資する外貨建て投融資を対象に、日本銀行が保有する米ドル資金を用いて、新たに1兆円の貸付枠(米ドル特則)を導入する。本特則については、議長は、執行部に対し、次回の金融政策決定会合までに具体的な検討を行い、報告するよう指示した。</p> <p>(3) 2010年6月に導入した成長支援資金供給(本則)について、新規貸付の受付期限を2014年3月末まで2年延長するとともに、貸付枠を3兆円から3兆5千億円に5千億円増額する。</p> <p>(4) 2011年6月に導入した出資や動産・債権担保融資(いわゆる「ABL」)などを対象とした成長支援資金供給(ABL特則)について、現行5千億円の貸付枠のもとで、新規貸付の受付期限を2014年3月末まで2年延長する。</p> <p>2. 被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションについて、貸付の受付期限を2013年4月末まで1年延長する。被災地企業等にかかる担保用件の緩和措置についても、その適用期限を2014年4月末まで1年延長した。</p> <p>3月の会合において骨子素案を決定した日本銀行が保有する米ドル資金を用いた新たな1兆円の資金供給枠(米ドル特則)について、詳細を決定。</p>

	政策決定日	基準貸付利率	金融市場調節方針等
	4月27日		<p>(1) 資産買入等の基金を65兆円程度から70兆円程度に5兆円程度増額する。その内訳は次のとおりとする。</p> <p>① 長期国債の買入れを10兆円程度増額する。</p> <p>② 指数連動型上場投資信託受益権（ETF）の買入れを2千億円程度、不動産投資法人投資口（J-REIT）の買入れを百億円程度、それぞれ増額する。</p> <p>③ 期間6か月の固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションについては、応札額が未達となるケースが発生している状況を勘案し、5兆円程度減額する。</p> <p>(2) 買入れ対象とする長期国債の残存期間については、今回の増額分を含めて多額の買入れを円滑に進め、長めの金利へ効果的に働きかける観点から、従来の「1年以上2年以下」を「1年以上3年以下」に延長する。社債についても、長期国債と同様に、買入れ対象の残存期間を延長する。</p> <p>(3) 基金の70兆円程度への増額は2013年6月末を目途に完了する。なお、本年末時点における基金の規模は従来通り65兆円程度とする。</p>